

沖縄県における農地バンク事業について

令和7年4月

公益財団法人 沖縄県農業振興公社

（ 沖縄県農地中間管理機構 ）

I. 「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」(令和5年4月:沖縄県)に掲げる目標

第2 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

農地中間管理事業の推進にあたり、本県における農地中間管理事業の目標、推進体制等基本的な考え方については、以下のとおり定める。

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

	基準年度（平成24年度）	概ね10年後（令和5年度）
耕地面積（①）	38,800 ha	38,800 ha
うち担い手が利用する面積（②）	9,239 ha	21,728 ha
○認定農業者	1,491 経営体	3,000 経営体
うち個人	1,314 経営体	2,500 経営体
うち法人	177 経営体	500 経営体
○集落営農	6 組織	11 組織
○認定新規就農者	343 組織	750 組織
○その他	1,125 経営体	1,190 経営体
（基本構想水準到達者、特定農業法人、 特定農業団体、基幹作業受託者（法人等））	(3,935 経営体)	(4,000 経営体)
②／①	23.8%	56%

II. 沖縄県の年間集積目標面積：1,310ヘクタール/年

※中間管理事業以外も含む

沖縄県農地中間管理機構の概要について

I. 農地中間管理機構とは

○農地中間管理機構とは、農地の出し手と受け手（農業を担う者）の介在役として、受け手（農業を担う者）への農地集積・集約化に取り組む「信頼できる農地の中間的受け皿」として「農地中間管理事業」を行う機関です。

○沖縄県では、公益財団法人 沖縄県農業振興公社が沖縄県知事より農地中間管理機構として指定を受け、平成26年4月1日より「農地中間管理事業」を実施しています。

II. 農地中間管理事業の概要

○農地中間管理事業とは、「地域計画」と一体的に推進し、認定農業者、認定新規就農者など地域の農業を担う者へ農地集積・集約化を図り、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める事業として、以下のことを実施します。

- ① 出し手から農地を借受け、集約化して受け手（農業を担う者）へ貸付け
- ② 機構が預かっている農地の管理（最長で1年間）
- ③ 農地集積・集約のために必要とされる農地の売買

○農地を借り受ける期間については、原則として10年以上とします。ただし、これよりも短い期間とする特別な理由がある場合は協議により期間を決定します。

○受け手（農業を担う者）への農地の貸付けについては、借受希望農地のある市町村窓口等で受付を行っています。

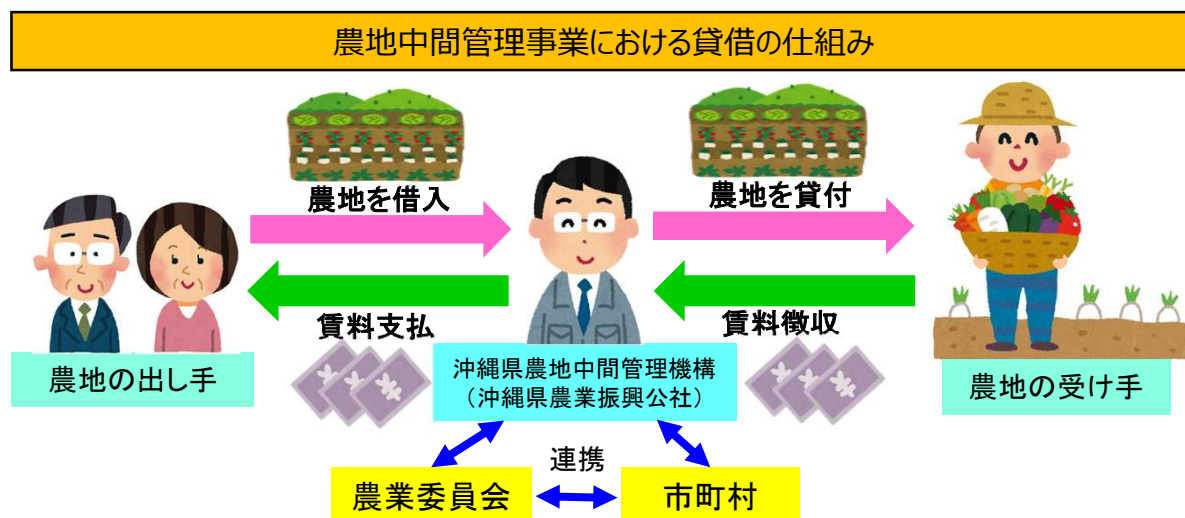
Ⅲ. 農地中間管理事業を活用するメリット

【農地の出し手のメリット】

- ① 賃料の徴収・支払いは、農地中間管理機構が責任を持って行います。
- ② 農地借入れ契約期間の満了時には、農地所有者に確実に返ってきます。
- ③ 借り入れた農地は、借り手が見つかるまで、最長で原則1年間管理し、その間の出し手への賃料は、機構が支払います。

【農地の受け手(農業を担う者)のメリット】

- ① 農地を集積・集約化し、できるだけ、まとまった農地を受け手(農業を担う者)へ貸し付けるので、農業経営の効率化が図られ、また、農地借入れ期間の満了時まで、安心して耕作することができます。
- ② 機構は、出し手と受け手(農業を担う者)との仲介役として、複数の出し手との個別調整や事務手続き等を行うので、煩雑な手続きが解消されます。



公社が畑をお貸しできる担い手の要件

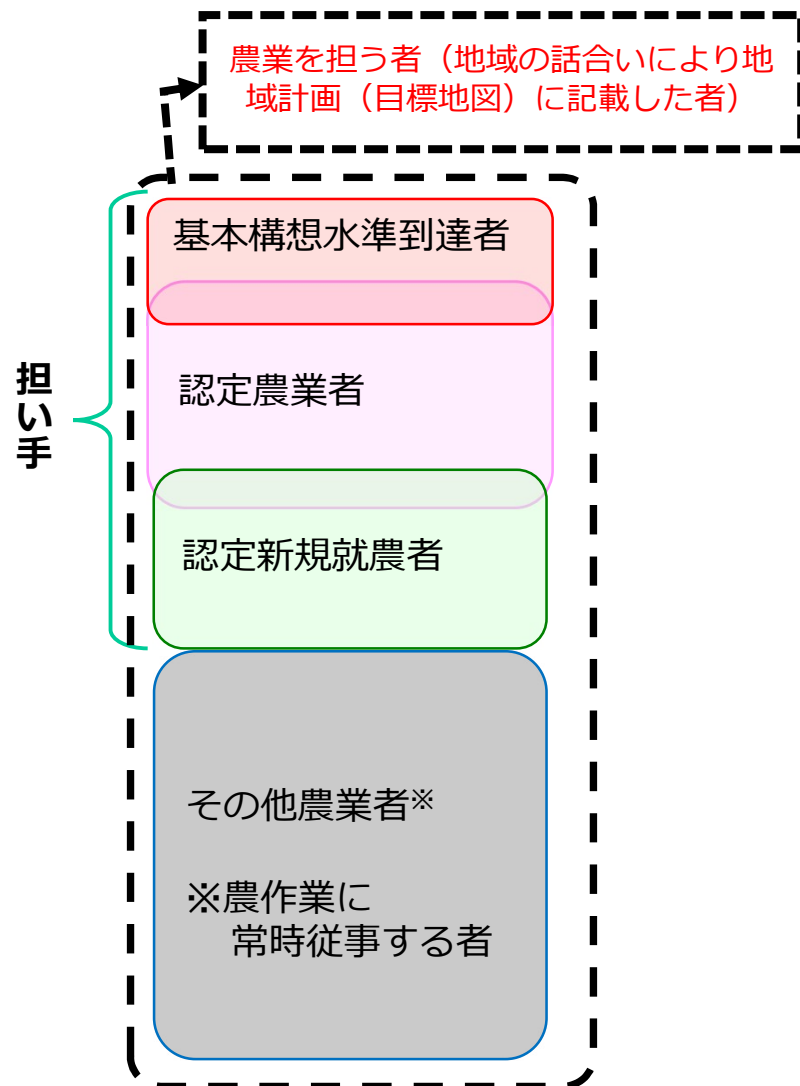
1. 地域計画区域内

- 目標地図に位置付けられた者(農業を担う者)であること。
位置づけられていない場合は地域計画を変更することが原則。
ただし、以下のいずれかで市町村が認めた場合は対象となる。
 - ①事後的に地域計画の変更が行われると見込まれるとき。
 - ②あらかじめ地域計画に代替者を定めているとき。
 - ③農業を担う者に貸し付けるまでの間(担う者が決定している状態)、農業委員会等が認めた者に一時的に貸し付けるとき。

2. 地域計画区域外

- 市町村が決定した選定基準に合致する者で、以下の条件を全て満たす者
 - ア 農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資するものであること。
 - イ 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものであること。
 - ウ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものであること。
 - エ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものであること。

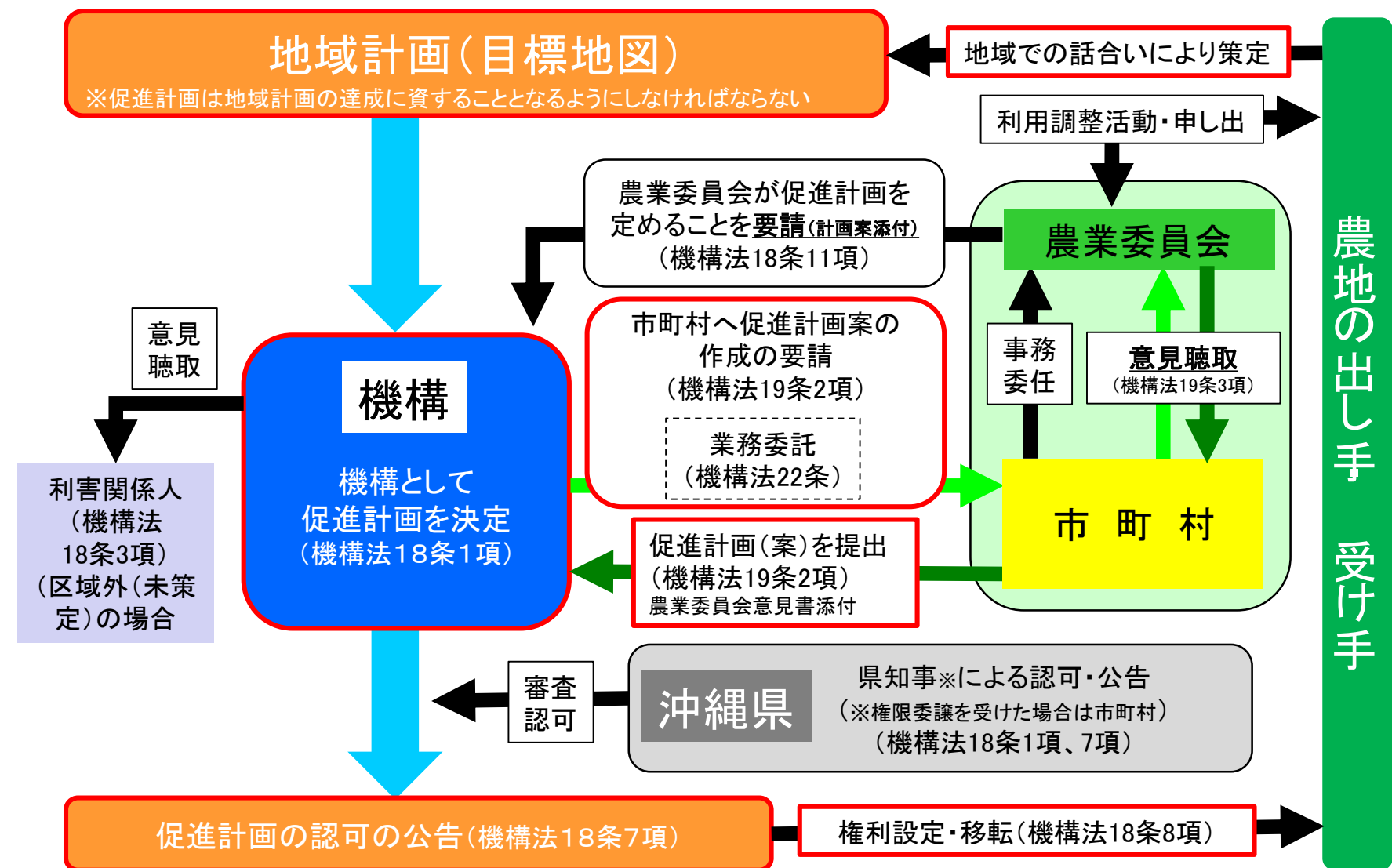
(参考) 担い手の考え方



○担い手の定義

区分	要件等
基本構想水準到達者	年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体。
認定農業者	① 基盤強化法第12条第1項に基づき、経営改善計画の認定を受けた経営体。 ② 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人。
認定新規就農者	基盤強化法第14条の4に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体。
集落営農（組織）	次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営。 ① 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体。 ② 複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織。

農用地利用集積等促進計画による権利移動フロー



農地中間管理事業を実施出来るエリア



農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に基づき、

「農地中間管理事業」は、都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域以外とされています。

(※ただし、市街化区域内でも、市街化区域外の農地と一体として農業上の利用が行われているの農用地は対象にできる。)

図：県農政経済課HPより引用

農地中間管理事業における借受・貸付(転貸)の状況

表. 農地の借受と受け手への転貸(貸付)の実績

(令和7年3月末実績)

年 度	機構の借受				機構の転貸 (年度内扱い総数)		
	出し手(人) ※延べ人数	面積(ha)	うち機構からの転貸(累積) 受け手(人) ※延べ人数	面積(ha)	中間保有 面積(ha)	受け手(人) ※延べ人数	面積(ha)
平成26年度	11 (3)	11.9 (9)	12 (5)	11.6 (8)	0.3 (31)	4 (1)	6.4 (4)
平成27年度	67 (19)	32.7 (24)	59 (23)	32.7 (24)	0.1 (6)	15 (5)	9.8 (6)
平成28年度	163 (47)	75.3 (55)	138 (54)	71.3 (52)	4.0 (360)	70 (24)	53.8 (35)
平成29年度	223 (64)	110.6 (80)	187 (74)	107.0 (78)	3.6 (327)	157 (55)	93.7 (61)
平成30年度	262 (75)	113.5 (82)	207 (81)	110.5 (81)	2.9 (268)	216 (76)	116.3 (75)
令和1年度	365 (105)	110.2 (80)	214 (84)	108.8 (79)	1.5 (132)	218 (76)	113.1 (73)
令和2年度	371 (106)	138.3 (100)	262 (103)	138.0 (101)	0.3 (27)	311 (109)	154.9 (100)
令和3年度	455 (130)	256.9 (186)	294 (116)	255.6 (187)	1.3 (122)	382 (134)	287.5 (186)
令和4年度	385 (110)	116.6 (85)	234 (92)	115.9 (85)	0.8 (70)	306 (107)	155.4 (100)
令和5年度	349 (100)	137.9 (100)	254 (100)	136.8 (100)	1.1 (100)	286 (100)	154.8 (100)
令和6年度	395 (113)	156.0 (113)	325 (128)	155.3 (113)	0.7 (66)	365 (128)	178.5 (115)
累 計	3,046	1,260.1	2,186	1,243.5	16.6	2,330	1,324.3

※解約解除のあった案件を除く。

※機構の転貸(年度内扱い総数)とは、過年度からの中間保有も含めて、年度内に貸し付けた面積の総数。

※事業実績の()内の数値は、令和5年度の数値を100とした場合の比率。

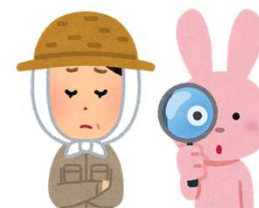
※端数処理のため、合計と内訳が一致しない場合がある。

1. 農地中間管理事業の課題

「農地の借受希望者に対し、貸し付ける農地が不足していることから、機構が借り受ける農地の掘り起こしが必要」

2. 農地流動化に係る沖縄県の農地事情

- (1) 地縁血縁の結びつきが強く、他人に貸し付けることへの抵抗が大きいこと
(農地所有者だけでなく、親戚縁者の承諾が必要な場合もある)
- (2) 利用権等が設定されていない農地(慣行的な預け・預かり「ヤミ小作」)の存在
- (3) 県外、海外に転居した不在村地主の所有する農地の存在
- (4) 相続未登記の農地の存在
- (5) 所有者の所在が不明な農地の存在(所有者不明農地)



令和7年度(2025年度)の取組について

(1) 機構の体制整備及び関係機関との連携強化

- ①農地整備事業等の連携強化を目的に、引き続き、各地区に機構駐在員を配置
 - ・現地駐在員体制 11名：北部地区2名、中部地区2名、南部地区3名（本部に配置）
宮古地区2名、八重山地区2名
 - ・農地調整員（市町村に委託配置）市町村20名
- ②事務手続きマニュアルの周知による事務手続きの効率化
- ③重点市町村を中心に設置した市町村推進チーム会議との連携強化
- ④農地利用最適化推進委員及び農業委員会との連携強化
- ⑤協議の場への参加等による市町村の地域計画実現への協力

(2) 地域計画実現のための機構を通じた貸借手続き

(3) 農地の出し手・受け手対策

- ①複数の市町村での借受希望者の情報収集・提供（受け手）
- ②予算のかからない範囲で広報を継続（出し手）
- ③研修会や農業イベント、公社HPでの情報発信

(4) 遊休農地の機構事業を通じた利活用

(5) 相続未登記農地、不在地主の所有する農地、所有者不明農地の利活用への取組における市町村・農業委員会との連携

(6) 農地整備事業との連携

(7) 円滑な業務推進のための未収金対策の強化

令和7年度 農地中間管理事業の実施に係る推進体制について

○令和7年度は、引き続き各市町村毎の「市町村推進チーム」の活動の活性化を図り、スムーズな貸借手続きの実施を目指す。

【各組織の役割】

1. 現地駐在員（公社嘱託員）

- (1) 農業振興公社本所と市町村（農業委員会含む）、JA等をつなぐ連絡調整及び地域の統括
- (2) 市町村が作成する「農用地利用集積等促進計画（案）」の指導・助言
- (3) 事業制度等の啓発活動
- (4) 市町村（農業委員会含む）等の調整業務の支援

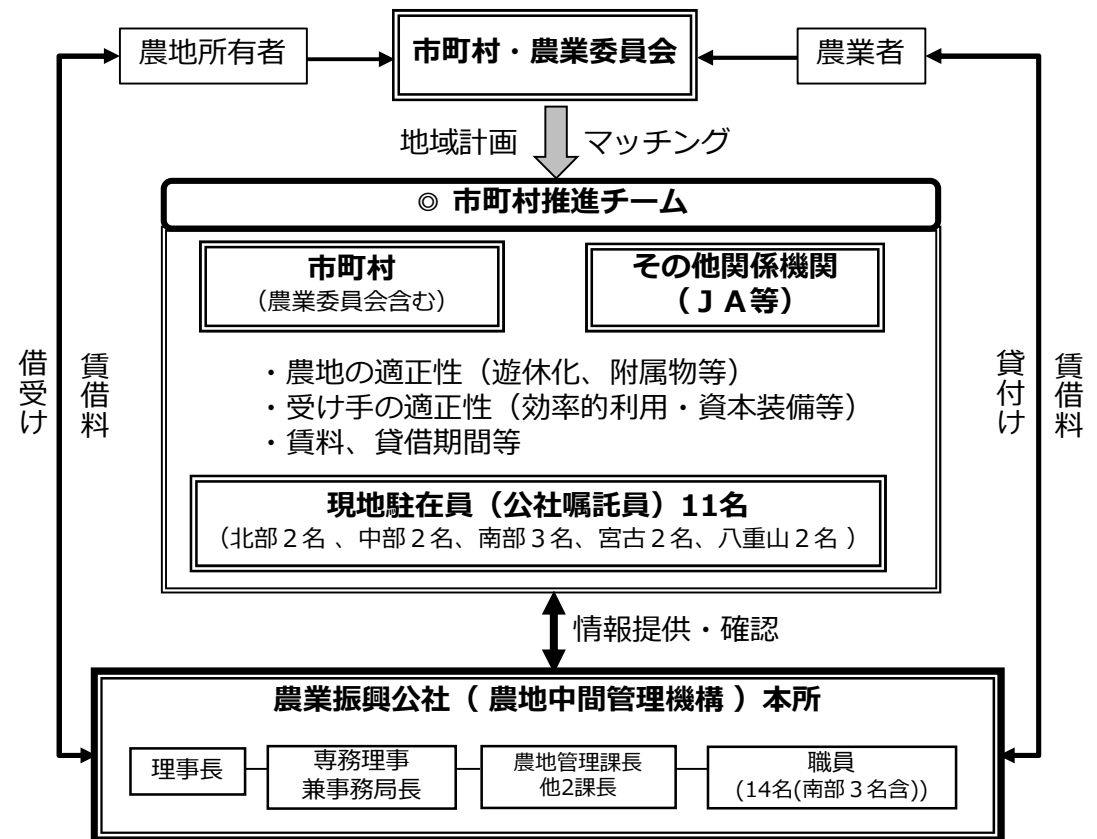
2. 市町村（農業委員会含む）

- (1) 地域計画に基づく「出し手」と「受け手」の意向確認・条件調整
 - (2) 市町村推進チームの運営
 - (3) 促進計画案の作成
- （業務委託）
- (1) 地域外の貸付希望者（受け手）の受付及び公社への情報提供
 - (2) 促進計画作成に必要な情報の提供
 - (3) 借受者・貸受農用地等のデータ入力
 - (4) 借受希望者と貸付希望者との契約
 - (5) 農家等からの中間管理事業に関する相談等の対応
 - (6) 機構による受け手の未払い賃料回収業務の支援
- ※機構事業で19市町村に農地調整員を配置（20名）

3. その他関係機関

- (1) 市町村推進チーム活動への協力

【事業推進体制図】



沖縄県農地中間管理機構における体制整備（職員配置等）について

1. 現地駐在員の配置（公社嘱託員）

地 区	人 数	配 置 場 所	備 考
北部地区	1	県北部農林水産振興センター（スタッフ）	H26年度配置
	1	県北部農林水産振興センター（スタッフ）	H27年度配置
中部地区	1	県中部農業改良普及センター	H27年度配置
	1	県中部農業改良普及センター	R5年度配置
宮古地区	1	県宮古農林水産振興センター（農林水産整備課）	H26年度配置
	1	県宮古農林水産振興センター（農林水産整備課）	H29年度配置
八重山地区	1	県八重山農林水産振興センター（農林水産整備課）	H26年度配置
	1	県八重山農林水産振興センター（農林水産整備課）	H27年度配置
計	8人		

※南部地区3名は本部職員として位置付け

2. 機構本部への配置（県派遣職員、公社嘱託員等）

地 区	人 数	担当市町村及び主業務等	備 考
県全域	1	機構事業総括、予算管理等	プロパー職員A
	1	中間保有農地管理、遊休農地対応等	公社嘱託員A
	1	農地中間管理事業台帳管理等、機構事業総括、その他業務	公社嘱託員B
	1	農地中間管理事業受け手賃料管理等、その他業務	公社嘱託員C
	1	農地中間管理事業出し手賃料管理等、その他業務	公社嘱託員D
沖縄本島地区	1	伊是名村、伊平屋村、伊江村	プロパー職員B
	1	国頭村、名護市	県派遣職員
	1	今帰仁村、本部町、うるま市、未収金回収業務等	公社嘱託員E
	1	大宜味村、東村、宜野座村、金武町、恩納村、沖縄市、その他業務	公社嘱託員F
	1	読谷村、西原町、その他業務	公社嘱託員G
	1	北中城村、中城村、糸満市、座間味村、北大東村、南大東村、地域計画支援、その他業務	公社嘱託員H
	1	南城市、その他業務	公社嘱託員I
	1	与那原町、八重瀬町、南風原町、豊見城市、久米島町、粟国村、渡嘉敷村、渡名喜村、その他業務	公社嘱託員J
	1	宮古島市、多良間村、その他業務	公社嘱託員K
八重山地区	(1)	石垣市、竹富町、与那国町	プロパー職員B
計	14人		

※()内の数字は県全域と重複するため計から除く

3. 農地調整員の配置（市町村委託契約）

地 区	市町村	人 数	備 考
北部地区	国頭村	1	
	大宜味村	1	
	本部町	1	
	名護市	1	
中部地区	金武町	1	
	うるま市	2	
	読谷村	1	
	沖縄市	1	
	中城村	1	
	北中城村	1	
南部地区	西原町	1	
	豊見城市	1	
	糸満市	1	
	八重瀬町	1	
	南城市	1	
宮古地区	久米島町	1	
	宮古島市	1	
八重山地区	石垣市	1	
	竹富町	1	
市町村計	19市町村	20人	

令和7年度（計画含む）



合計

沖縄県農地中間管理機構	22人	
市町村	20人	
総計	42人	